

用地調査等業務共通仕様書中「本文」 新旧対照表

(新)	(旧)
第1条から第73条まで 略 (生産設備) 第74条 生産設備の調査は、次の各号について行うものとする。 一 生産設備の配置状況。調査に当たり必要があると認められるときは、<u>現況測量等</u>を行う。 二から八まで 略 第75条 略 (庭園) 第76条 庭園の調査は、次の各号について行うものとする。 一 庭園に設置されている庭石、灯籠、築山、池等の配置の状況及び植栽されている立竹木の配置の状況。配置の調査は、<u>現況測量等</u>により行うものとする。 二から五まで 略 第77条から第102条 略 (営業に関する調査) 第103条 <u>営業に関する調査は、別記4に定める営業補償調査算定要領（以下「営業要領」という。）により行うものとする。</u>	第1条から第73条まで 略 (生産設備) 第74条 生産設備の調査は、次の各号について行うものとする。 一 生産設備の配置状況。調査に当たり必要があると認められるときは、<u>平板測量等</u>を行う。 二から八まで 略 第75条 略 (庭園) 第76条 庭園の調査は、次の各号について行うものとする。 一 庭園に設置されている庭石、灯籠、築山、池等の配置の状況及び植栽されている立竹木の配置の状況。配置の調査は、<u>平板測量</u>により行うものとする。<u>ただし、規模が小さく平板測量以外で行うことが可能なものにあつては、他の方法により行うことができる。</u> 二から五まで 略 第77条から第102条 略 (営業に関する調査) 第103条 <u>法人が営業主体である場合の営業に関する調査は、補償額の算定に必要な次の各号に掲げる事項について行うものとする。</u> 一 <u>営業主体に関するもの</u> <u>(1) 法人の名称、所在地、代表者の氏名及び設立年月日</u> <u>(2) 移転等の対象となる事業所等の名称、所在地、責任者の氏名及び開設年月日</u> <u>(3) 資本金の額</u> <u>(4) 法人の組織（支店等及び子会社）</u> <u>(5) 移転等の対象となる事業所等の従業員数及び平均賃金</u>

(6) 移転等の対象となる事業所等の敷地及び建物の所有関係

二 業務内容に関するもの

(1) 業種

(2) 移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目

(3) 原材料、製品又は商品の主な仕入先及び販売先（得意先）

(4) 品目等別の売上構成

(5) 必要に応じ、確定申告書とともに税務署に提出した事業概況説明書写を
収集する。

三 収益及び経費に関するもの

営業調査表（様式第11号の1から第11号の4）の各項目を記載するために必
要とする次の書面又は簿冊の写を収集する。

(1) 直近3か年の事業年度の確定申告書（控）写。税務署受付印のあるもの
とする。

(2) 直近3か年の事業年度の損益計算書写及び貸借対照表写

(3) 直近1年の事業年度の総勘定元帳写及び固定資産台帳写。特に必要と認
める場合は直近3か年とする。

(4) 直近1年の事業年度の次の帳簿写。特に必要と認める場合は直近3か年
とする。

イ 正規の簿記の場合

売上帳、仕入帳、仕訳帳、得意先元帳、現金出納帳及び預金出納帳

ロ 簡易簿記の場合

現金出納帳、売掛帳、買掛帳及び経費帳

四 その他補償額の算定に必要となるもの

2 個人が営業主である場合の営業に関する調査は、前項に準じて行うものとす
る。

3 仮営業所に関する調査を指示されたときは、次の各号による調査を行うものと
し、調査の結果、仮営業所として適当なものが存しないと認めるときは、その旨
を監督員に報告するものとする。

一 仮営業所設置場所の存在状況並びに賃料及び一時金の水準

二 仮営業所用建物の存在状況並びに賃料及び一時金の水準

三 仮設組立建物等の資材のリースに関する資料

4 前3項の調査に当たっては、別記4営業調査算定要領により行うものとする。

第104条から第105条まで 略

第104条から第105条まで 略

(調査書の作成) 第106条 営業に関する調査書は、第103条の調査結果を基に<u>営業要領により作成するものとする。</u> 2 及び 3 略 (補償額の算定) 第107条 営業に関する補償額の算定は、<u>前条第1項で作成した資料を基に営業要領により行うものとする。この場合において、</u>建物及び工作物の移転料の算定業務が当該請負契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得たうえで、行うものとする。 <u>2</u> 動産移転料の算定は、前条第3項で作成した資料を基に動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積を徴するものとする。 第108条から第161条 略	(調査書の作成) 第106条 営業に関する調査書は、第103条の調査結果を基に<u>営業調査表（様式第11号の1から第11号の4）に所定の事項を記載することにより作成するものとする。</u> 2 及び 3 略 (補償額の算定) 第107条 営業に関する補償額の算定は、<u>監督員から営業補償の方法につき指示を受けるほか、</u>建物及び工作物の移転料の算定業務が当該請負契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得たうえで、行うものとする。 <u>2 前項の場合において、仮営業所設置費用を算定するときは、仮営業所の設置方法について監督員の指示を受けるものとする。</u> <u>3</u> 動産移転料の算定は、前条第3項で作成した資料を基に動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積を徴するものとする。 第108条から第161条 略
提出書類一覧表 略	提出書類一覧表 略

別紙 1 成果品一覧表

1 及び 2 略

区 分	業 務	成 果 品 の 名 称	様 式 等	備 考
-----	-----	-------------	-------	-----

(※表中の区分「第 3 章 権利調査」から「第 6 章 建物等の調査」まで 略)

第 7 章 営業その他 の調査	営業に関する 調査	営業調査総括表		別記 4 営業補償調査算定要領参照
		損益計算書比較表		
		仕入先調査表		
		従業員調査表		
		営業補償金算定書(営業廃止の補償)		
		営業補償金算定書(営業休止の補償)		
		営業補償金算定書(営業規模縮小の補償)		
		固定的経勢内訳書		
		固定的経勢付原明細書		
		従業員に対する休業手当相当額算定書		
		認定収益額算定書		
		得意先喪失補償額算定書(1)製造業		
		得意先喪失補償額算定書(2)建設業		
		得意先喪失補償額算定書(3)卸・小売業		
		得意先喪失補償額算定書(4)飲食・サービス業		
		費用分解一覧表		
		固定資産等の売却損補償額算定書		
		移転広告費等算定書		
		移転工程表		
		その他必要とする資料		

(※ 以下、表 略)

様式第1号から様式第10号の4まで 略

別紙 1 成果品一覧表

1 及び 2 略

区 分	業 務	成 果 品 の 名 称	様 式 等	備 考
-----	-----	-------------	-------	-----

(※表中の区分「第 3 章 権利調査」から「第 6 章 建物等の調査」まで 略)

第 7 章 営業その他 の調査	営業に関する 調査	営業調査総括表	様式第 11 号の 1 様式第 11 号の 2	別記 4 営業調査算定要領参照
		事業概要説明書		
		従業員調査表	様式第 11 号の 3	
		設備、機械器具調査表		
		生産及び販売実績調査表		
		受注又は顧客動向調査表		
		在庫率及び回転率調査表		
		得意先喪失調査表		
		移転広告費調査表		
		営業の権利調査表		
		固定資産及び流動資産調査表		
		仕入先調査表	様式第 11 号の 4	
		業種別算定(1)製造業	別記様式 4-1-1	
		業種別算定(2)卸・小売業	別記様式 4-1-2	
		業種別算定(3)飲食・サービス業	別記様式 4-1-3	
		業種別算定(4)建設業	別記様式 4-1-4	
		営業補償金額総括表	別記様式 4-2	
		事業所及び営業概況書		
		営業補償方法認定書		
		移転工法別経済比較表	別記様式 4-3	
		認定収益額算定表	別記様式 4-4	
		固定的経勢内訳表	別記様式 4-5-1	
		固定的経勢付原明細表	別記様式 4-5-2	
		固定資産の売却損補償内訳書	別記様式 4-6	
		人件費内訳書	別記様式 4-7	
		移転広告費内訳書	別記様式 4-8	
		移転工法表		
		損益計算書比較表	別記様式 4-9	
		その他必要とする資料		

(※ 以下、表 略)

様式第1号から様式第10号の4まで 略

様式第11号（削除）

様式第11号の1（第103条、第106条関係）

営 業 調 査 総 括 表（1）

調査番号		調査期間		調査担当者		
名 称		法人 個人 営・白	代表者名	住 所	番（ ）	
営 業 種 目		開業年月日		資本金		
所 属 （組合・団体）名		従業員数		専従面積等		
最寄町 最寄区	営 業 所 名	所 在 地				
	営 業 種 目	製品の 許認可等		従業員数		
（別添図） 所在地の地図						
所 得 申 告 額	年 別 課税額（円）	年	年	年	主な 所得 の 内 容 （円）	
	所得金額	円	円	円		
	所得不課税					
	市 町 村					
	所得金額					
所 得 額 の 計 算	項 目	年 別	年	年	年	備 考
	総売上高		円	円	円	
	売上総利益					
	当期製造原価					
	当期仕入税					
	期首繰越金					
	営業利益					
	営業費					
	基引所得額					
売 上 高 の 監 査 額	商売の回転率によるもの （年間在庫高が平均している場合）	平均在庫高（ 円）		年平均回転率（ %）		
	従業員数によるもの （従業員数により売上高が左右される場合）	1人1か月（又は1日）平均売上高（ 円）				
	専従面積によるもの （専従面積により売上高が左右される場合）	1か月平均（ m ² ）		当たり売上高（ 円）		
	客数によるもの （1人の料金又は乗車額がほぼ同一の場合）	1か月（又は1日）平均客数（ 人）		料金等（ 円）		

（注）用語の大きさは、日本産業規格のA4番紙とする。

【削除】

様式第11号の2（第103条,第106条関係）

営業調査総括表（2）

販 売 方 法	販 売 方 法	販 売 方 法	代 金 送 付 方 法	受 金 方 法	受 金 方 法	受 金 方 法	受 金 方 法	受 金 方 法	受 金 方 法
	販 売 方 法	販 売 方 法	代 金 送 付 方 法	受 金 方 法	受 金 方 法	受 金 方 法	受 金 方 法	受 金 方 法	受 金 方 法
	販 売 方 法	販 売 方 法	代 金 送 付 方 法	受 金 方 法	受 金 方 法	受 金 方 法	受 金 方 法	受 金 方 法	受 金 方 法
	販 売 方 法	販 売 方 法	代 金 送 付 方 法	受 金 方 法	受 金 方 法	受 金 方 法	受 金 方 法	受 金 方 法	受 金 方 法
得意先の状況		売上における地元固定客の割合（％）		営業の手回りの変動		売上の多い時期（月～月）		売上の少ない時期（月～月）	
一 般 資 料 ・ 販 売 資 料	営業費用明細				営業用固定経費明細				
	料	日金	総額	要	料	日金	総額	要	
	給料・手当		円		公租・公費		円		
	旅費・運賃				基本料金				
	通信料				設備費				
	水道光熱費				修繕費				
	賃借料				法定福利費				
	運賃・交通費				賃借料				
	接待交際費				設備費				
	通関料								
修繕費									
公租・公費									
その他				その他					
社				社					
営業用固定資産	固定資産				流動資産				
	現在価格の総額		売却・取り壊し処分・スクラップ価格の総額		現在価格の総額		売却価格の総額		
	円		円		円		円		
主な取引金融機関									
労働協約等の内容	労働協約 あり・なし								
	就業規則 あり・なし								
	雇用契約 あり・なし								
	その他の								
立地条件等	立地条件								
	地質的特性								
	その他の								
その他の									

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番紙とする。

【削除】

様式第11号の3（第103条, 第106条関係）

従 業 員 調 査 表

従業員氏名	性別	年齢	職 位	1箇月の平均賃金	備 考

〔注〕用紙の大きさは、日本標準規格A列4番紙とする。

【削除】

様式第12号の1から様式第24号まで 略

様式第11号の4（第103条, 第106条関係）

仕入先調査表

[illegible]

(注) 用紙の大きさは、日本製鋼規格A列4番紙とする。

様式第12号の1から様式第24号まで 略